

令和 8 年

第 7 回能登町議会 9 月定例会議

議 案

能 登 町

令和８年 第７回能登町議会９月定例会議 議案

議 案 番 号	議 案 名	頁
議案第９１号	令和８年度能登町一般会計補正予算（第２号）	別冊
議案第９２号	令和８年度能登町介護保険特別会計補正予算（第１号）	別冊
議案第９３号	令和８年度能登町水道事業会計補正予算（第１号）	別冊
議案第９４号	令和８年度能登町下水道事業会計補正予算（第１号）	別冊
議案第９５号	能登町公告式条例等の一部を改正する条例の制定について	５頁
議案第９６号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について	１２頁
議案第９７号	能登町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について	１５頁
議案第９８号	能登町海洋教育研究施設設置条例の廃止について	２６頁
議案第９９号	能登町ビジネスホテル誘致条例の一部を改正する条例について	２８頁
議案第１００号	能登町税条例の一部を改正する条例について	３２頁
議案第１０１号	能登町都市計画税条例の一部を改正する条例について	４９頁
議案第１０２号	能登町印鑑条例の一部を改正する条例について	５１頁
議案第１０３号	能登町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の一部を改正する条例について	５５頁

議 案 番 号	議 案 名	頁
議案第 1 0 4 号	能登町子ども医療費給付に関する条例の一部を改正する条例について	5 7 頁
議案第 1 0 5 号	能登町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	5 9 頁
議案第 1 0 6 号	能登町公共下水道条例の一部を改正する条例について	6 2 頁
議案第 1 0 7 号	能登町営住宅条例の一部を改正する条例について	6 4 頁
議案第 1 0 8 号	新たに生じた土地の確認について	6 6 頁
議案第 1 0 9 号	請負契約の締結について	6 7 頁
議案第 1 1 0 号	請負契約の締結について	6 8 頁
議案第 1 1 1 号	請負契約の締結について	6 9 頁
議案第 1 1 2 号	請負契約の締結の変更について	7 0 頁
議案第 1 1 3 号	請負契約の締結の変更について	7 1 頁
議案第 1 1 4 号	請負契約の締結の変更について	7 2 頁
議案第 1 1 5 号	財産の処分について	7 3 頁
議案第 1 1 6 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	7 5 頁
認定第 1 号	令和 7 年度能登町一般会計歳入歳出決算の認定について	7 9 頁

議 案 番 号	議 案 名	頁
認定第 2 号	令和 7 年度能登町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	8 0 頁
認定第 3 号	令和 7 年度能登町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	8 1 頁
認定第 4 号	令和 7 年度能登町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	8 2 頁
認定第 5 号	令和 7 年度能登町水道事業会計決算の認定について	8 3 頁
認定第 6 号	令和 7 年度能登町下水道事業会計決算の認定について	8 4 頁
認定第 7 号	令和 7 年度能登町病院事業会計決算の認定について	8 5 頁

議案第 9 5 号

能登町公告式条例等の一部を改正する条例の制定について

能登町公告式条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 8 年 9 月 3 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法

能登町公告式条例等の一部を改正する条例

(能登町公告式条例の一部改正)

第1条 能登町公告式条例（平成17年能登町条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に対応する部分を同表の改正案の欄のように改める。

改正案	現行
(趣旨) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条の規定に<u>基づき、公告式に関し必要な事項を定めるものとする。</u> (条例の公布) 第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、<u>町長が署名（地方自治法第16条第4項の総務省令で定める署名に代わる措置を含む。）をしなければならない。</u> 2 <u>条例の公布は、原則として、町ホームページに設置した掲示場に掲示してこれを行う。ただし、災害その他特別の事由により当該掲示場に掲示することができないときは、町長が別に定める掲示場に掲示してこれを行うことができる。</u> (規則の公布) 第3条 <u>町長の定める規則を公布しようとするときは、公布する旨の前文、年月日及び町長名を記入しなければならない。</u>	(趣旨) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条の規定に<u>基づく公告式は、この条例の定めるところによる。</u> (条例の公布) 第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、<u>その末尾に町長が署名しなければならない。</u> 2 <u>条例の公布は、次の掲示場に掲示してこれを行う。</u> <u>能登町字宇出津ト字50番地1 能登町役場掲示場</u> (規則に関する準用) 第3条 <u>前条の規定は、規則に準用する。</u>

改正案	現行
2 <u>前条第2項の規定は、規則について準用する。</u> (規程等の公表) 第4条 <u>第2条第2項及び前条第1項の規定は、町長の定める規程、告示その他公表を要するものについて準用する。</u> <u>(町の機関の定める規則等の公表)</u> 第5条 <u>第2条第2項及び第3条第1項の規定は、町の機関の定める規則及びその他の規程等で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条中「町長」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。</u> (施行期日の特例) 第6条 (略)	(規程等の公表) 第4条 <u>規則を除くほか、町長の定める規程等を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び町長名を記入して、町長印を押さなければならない。</u> 2 <u>第2条第2項の規定は、前項の規程等に準用する。</u> <u>(その他の規則及び規程等の公表)</u> 第5条 <u>第2条の規定は、議会の会議規則、議会傍聴規則その他町の機関の定める規則で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第1項中「町長」とあるのは、「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。</u> 2 <u>前条の規定は、町の機関の定める規程等で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第1項中「町長名」とあるのは「当該機関名」と、「町長印」とあるのは「当該機関印」と読み替えるものとする。</u> (規則又は規程等の施行期日) 第6条 (略)

(能登町行政手続条例の一部改正)

第2条 能登町行政手続条例（平成17年能登町条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に対応する部分を同表の改正案の欄のように改める。

改正案	現行
(聴聞の通知の方式) 第15条 (略) 2 (略) 3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u>によって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到着したものとみなす。 4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を能登町公告式条例（平成17年能登町条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を当該行政庁の事務所に設置した</u>	(聴聞の通知の方式) 第15条 (略) 2 (略) 3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。</u>この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到着したものとみなす。

改正案	現行
<u>電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u> (代理人) 第16条 前条第1項の通知を受けた者（<u>同条第4項後段の規定により当該通知が到着したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。</u>）は、代理人を選任することができる。 2～4 （略） (続行期日の指定) 第22条 （略） 2 （略） 3 第15条第3項<u>及び第4項</u>の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項<u>及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目</u>	(代理人) 第16条 前条第1項の通知を受けた者（<u>同条第3項後段の規定により当該通知が到着したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。</u>）は、代理人を選任することができる。 2～4 （略） (続行期日の指定) 第22条 （略） 2 （略） 3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、<u>「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過し</u>

改正案	現行
<u>以降の通知にあっては、当該措置を開始した日の翌日</u>」と読み替えるものとする。 （聴聞に関する手続の準用） 第29条 第15条第3項及び<u>第4項並びに</u>第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、<u>同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と</u>、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同条第4項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する<u>第15条第4項後段</u>」と読み替えるものとする。	<u>たとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の翌日）</u>」と読み替えるものとする。 （聴聞に関する手続の準用） 第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同項第3号及び第4号</u>」とあるのは「<u>同条第3号</u>」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同条第3項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する<u>第15条第3項後段</u>」と読み替えるものとする。

（能登町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正）

第3条 能登町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年能登町条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に対応する部分を同表の改正案の欄のように改める。

改正案	現行
（指定管理者の公募） 第2条 町長は、指定管理者を公募するに当たっては、次に掲げる事項を明示し、<u>能登町公告式条例（平成17年能登町条例第3号）の例により公募する。</u> （1）～（5） （略）	（指定管理者の公募） 第2条 町長は、指定管理者を公募するに当たっては、次に掲げる事項を明示し、<u>町の掲示場へ掲示し、広報紙又はホームページに掲載するものとする。</u> （1）～（5） （略）

(能登町監査委員条例の一部改正)

第4条 能登町監査委員条例（平成17年能登町条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に対応する部分を同表の改正案の欄のように改める。

改正案	現行
第8条 前条の公表は、 <u>能登町公告式条例（平成17年能登町条例第3号）の例による。</u>	第8条 前条の公表は、 <u>本町の掲示場に掲示してこれを行う。</u>

(能登町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第5条 能登町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年能登町条例第177号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に対応する部分を同表の改正案の欄のように改める。

改正案	現行
(公表の方法) 第7条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法で行う。 (1) <u>能登町公告式条例（平成17年能登町条例第3号）の例による方法</u> (2) <u>能登町広報紙に掲載する方法</u>	(公表の方法) 第7条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法で行う。 (1) <u>能登町公報に登載する方法</u> (2) <u>インターネットを利用して閲覧に供する方法</u>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年1月1日から施行する。

(公示送達等の方法に関する経過措置)

2 第2条の規定による改正後の能登町行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

議案第 9 6 号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように改正する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
 災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年能登町条例第100号）の一部を次のように改正する。
 次の表の現行の欄に対応する部分を同表の改正案の欄のように改める。

改正案	現行
（目的） 第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に<u>基づき</u>、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。 （能登町災害弔慰金等支給審査会） 第16条 <u>法第18条の規定に基づき</u>、町長の諮問に応じ、<u>次に掲げる事項</u>を調査審議するため、能登町災害弔慰金等支給審査会（以下「審査会」という。）を置く。 (1) <u>災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に係る死亡又は障害と自然災害との因果関係の判定に関する事項</u> (2) <u>前号の判定に係る基準に関する事項</u>	（目的） 第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に<u>準拠し</u>、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。 （能登町災害弔慰金等支給審査会） 第16条 町長の諮問に応じ、<u>災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項</u>を調査審議するため、能登町災害弔慰金等支給審査会（以下「審査会」という。）を置く。

改正案	現行
<u>(3) 前2号に掲げるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金に関し必要な事項</u>	
附 則 この条例は、公布の日から施行する。	

議案第 9 7 号

能登町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

能登町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように改正する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法

能登町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
 能登町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例（令和3年能登町条例第34号）の一部を次のように改正する。
 次の表の現行の欄に対応する部分を同表の改正案の欄のように改める。

改正案	現行
（趣旨） 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第260条の2第1項の規定に<u>基づく</u>町長の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）の代表者等に係る印鑑（以下「認可地縁団体印鑑」という。）の登録及び証明に関し、必要な事項を定めるものとする。 （登録の資格） 第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者<u>及び次の各号に掲げる者が選任されている場合には当該各号に掲げる者</u>（以下「代表者等」という。）とする。 （1） 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。<u>以下「施行規則」という。</u>）<u>第18条の3第1項第6号</u>に規定する職務代行者 （2）～（4） （略） （登録の申請） 第3条 認可地縁団体印鑑の登録を<u>受けようとする者は、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑を自ら持参し、認</u>	（趣旨） 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第260条の2第1項の規定に<u>基づき</u>町長の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）の代表者等に係る印鑑（以下「認可地縁団体印鑑」という。）の登録及び証明に関し、必要な事項を定めるものとする。 （登録の資格） 第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者とする。<u>ただし、次に掲げる者が選任されているときは、当該者とする。</u> （1） 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）<u>第19条第1項第1号へ</u>に規定する職務代行者 （2）～（4） （略） （登録の申請） 第3条 認可地縁団体の代表者又は前条各号に掲げる者（以下「代表者等」という。）であって、<u>認可地縁団体印鑑</u>

改正案	現行
2 町長は、<u>登録を受けようとする認可地縁団体印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該認可地縁団体印鑑を登録しないものとする。</u> (1)～(8) (略) (印鑑登録原票) 第6条 町長は、<u>第4条の規定による印鑑登録原票に、印影のほか次の各号に掲げる事項を登録するものとする。</u>	第4条 町長は、<u>登録を受けようとする認可地縁団体印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該認可地縁団体印鑑の登録を行わない。</u> (1)～(8) (略) (登録の申請の確認) 第5条 町長は、<u>認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、当該申請をした者が代表者等本人であること又は当該申請が代表者等の意思に基づくものであることを確認しなければならない。</u> 2 前項の確認は、<u>次の各号のいずれかの方法により行うものとする。</u> (1) <u>認可地縁団体印鑑の登録の申請の事実を代表者等に対して文書により通知し、15日以内の期間を定めてその確認書の提出を求める方法</u> (2) <u>代表者等に、官公署が発行した免許証、許可証若しくは身分証明書で、本人の写真を貼付したもの又は旅券の提示を求める方法</u> 3 第3条の申請は、<u>前項第1号の規定による期間内に確認書が提出されないときは、その効力を失う。</u> (登録) 第6条 町長は、<u>前条第1項の規定による確認をしたときは、当該確認に係る認可地縁団体印鑑を認可地縁団体印</u>

改正案	現行
<u>(1) 登録番号</u> <u>(2) 登録年月日</u> <u>(3) 認可地縁団体の名称</u> <u>(4) 認可地縁団体の主たる事務所の所在地</u> <u>(5) 認可地縁団体の認可年月日</u> <u>(6) 代表者等に係る第2条の規定による登録資格の区分</u> <u>(7) 代表者等の氏名</u> <u>(8) 代表者等の生年月日</u> <u>(9) 代表者等の住所</u> <u>(10) 前各号のほか町長が必要と認める事項</u> <u>(印鑑登録証明書の交付)</u> <u>第7条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、町長に</u> <u>対して認可地縁団体印鑑登録証明書（以下「印鑑登録証</u> <u>明書」という。）の交付を申請する場合には、登録して</u> <u>ある認可地縁団体印鑑を押した認可地縁団体印鑑登録証</u>	<u>鑑登録原票（以下「登録原票」という。）に規則で定め</u> <u>る事項を記載して登録するものとする。</u> <u>2 前項の登録を受けることができる認可地縁団体印鑑は、</u> <u>1認可地縁団体当たり、1個とする。ただし、法第260条の</u> <u>10の規定により特別代理人が選任されている場合であっ</u> <u>て、当該特別代理人が認可地縁団体印鑑の登録を受けよ</u> <u>うとするときは、この限りでない。</u> <u>(登録事項の修正)</u> <u>第7条 町長は、法第260条の2第11項の規定による届出があ</u> <u>った場合で、登録原票の登録事項に変更が生じたとき</u> <u>は、第9条第1項の規定により認可地縁団体印鑑の登録を</u> <u>抹消する場合を除き、職権によりこれを修正するものと</u>

改正案	現行
<u>明書交付申請書（以下「印鑑登録証明書交付申請書」という。）により申請しなければならない。</u> <u>2 町長は、前項の申請があったときは、印鑑登録原票の登録事項及び地縁団体登録台帳の記載事項に基づき審査するとともに、印鑑登録証明書交付申請書に押印された認可地縁団体印鑑の印影と印鑑登録原票に登録された印影の照合を行い、当該申請が適正であることを確認したうえで、当該申請者に対して印鑑登録証明書を交付するものとする。</u> <u>3 前項の規定による印鑑登録証明書の交付に係る手数料は、能登町手数料条例（平成17年能登町条例第59号）に規定する印鑑登録証明書の交付手数料の例による。</u> <u>（印鑑登録証明書）</u> <u>第8条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写しについて、町長が証明するものとし、併せて次の各号に掲げる事項を記載するものとする。</u> <u>(1) 認可地縁団体の名称</u> <u>(2) 認可地縁団体の事務所の所在地</u> <u>(3) 代表者等に係る第2条の規定による登録資格の区分</u> <u>(4) 代表者等の氏名</u> <u>(5) 代表者等の生年月日</u> <u>(6) 代表者等の住所</u>	<u>する。</u>

改正案	現行
2 <u>町長は、印鑑登録証明書を作成するに当たっては、特に印影の写しが鮮明になるような方法により複写するものとする。</u> 3 <u>町長は、印鑑登録証明書を交付する場合には、その末尾に印鑑登録原票に登録されている印影の写しであることに相違ない旨を記載するものとする。</u> (登録の廃止の申請) 第9条 <u>認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、当該登録を廃止しようとするときは、登録している認可地縁団体印鑑を押印した認可地縁団体印鑑登録廃止申請書(以下「印鑑登録廃止申請書」という。)</u>により、申請しなければならない。 2 <u>認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、当該認可地縁団体印鑑を亡失したときは、前項の規定にかかわらず、直ちに個人印鑑を押印した印鑑登録廃止申請書に、当該個人印鑑に係る印鑑登録証明書を添付して、町長に対して認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請しなければならない。</u> (登録事項の修正) 第10条 <u>町長は、法第260条の2第11項の規定による届出により、印鑑登録原票の登録事項に係る変更(認可地縁団</u>	(登録の廃止の申請) 第8条 <u>認可地縁団体印鑑の登録を受けている代表者等(以下「印鑑登録者」という。)</u>は、当該登録を廃止しようとするときは、認可地縁団体印鑑登録廃止申請書により、<u>自ら町長に</u>申請しなければならない。 2 <u>印鑑登録者は、当該登録を受けている認可地縁団体印鑑を亡失したときは、直ちに、前項の規定による申請をしなければならない。</u>

改正案	現行
<u>体印鑑の登録の抹消に係るものを除く。）が生じたことを知ったときは、職権によりこれを修正するものとする。</u> （登録の抹消） <u>第11条</u> 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職権により認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとし、第3号及び第4号に係る登録の抹消については、当該認可地縁団体印鑑登録を受けている者に認可地縁団体印鑑登録抹消通知書により通知するものとする。 （1） <u>認可地縁団体印鑑の登録を受けている代表者等の登録資格に変更が生じた場合</u> （2） （略） （3） <u>認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名の変更により、認可地縁団体の代表者等に係る登録印鑑として適当でないと認められる場合</u> （4） （略） 2 町長は、<u>第9条の認可認可地縁団体印鑑の登録の廃止の申請があつたときは、審査のうえ、当該申請に係る認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。</u>	（登録の抹消） <u>第9条</u> 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職権により認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。 （1） <u>第2条に規定する印鑑登録者の資格に変更が生じた場合（特別代理人が選任された場合を除く。）</u> （2） （略） （3） <u>認可地縁団体の名称又は印鑑登録者の氏名の変更により、当該登録を受けた認可地縁団体印鑑が第4条第1号の規定に該当することとなった場合</u> （4） （略） 2 町長は、<u>前項各号（第2号を除く。）に規定する理由により認可地縁団体印鑑の登録を抹消したときは、当該印鑑登録者にその旨を通知するものとする。</u> <u>（認可地縁団体印鑑登録証明書）</u> <u>第10条</u> 認可地縁団体印鑑登録証明書（以下「登録証明書」という。）は、登録原票に登録されている印影の写

改正案	現行
	<u>しについて町長が証明するものとし、当該登録証明書には、併せて次に掲げる事項を記載するものとする。</u> (1) <u>認可地縁団体の名称</u> (2) <u>認可地縁団体の事務所の所在地</u> (3) <u>印鑑登録者の登録資格</u> (4) <u>印鑑登録者の氏名</u> (5) <u>印鑑登録者の生年月日</u> <u>(登録証明書の交付の申請)</u> <u>第11条 印鑑登録者は、登録証明書の交付を受けようとするときは、認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（以下「交付申請書」という。）により、自ら町長に申請しなければならない。</u> <u>2 交付申請書には、登録を受けている認可地縁団体印鑑を押印しなければならない。</u> <u>(登録証明書の交付)</u> <u>第12条 町長は、交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、登録証明書を当該印鑑登録者に交付する。</u> <u>(手数料)</u> <u>第13条 前条の規定により登録証明書を受ける者は、当該登録証明書1通につき能登町手数料条例（平成17年能登町条例第59号）による手数料を納めなければならない。</u>

改正案	現行
(代理人による申請) <u>第12条 施行規則第18条の3第1項第7号に規定する代理人を置いて、認可地縁団体にあっては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例の規定に基づく申請をすることができる。この場合において、第3条1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者の代理人」と、第4条中「代表者等」とあるのは「代理者等の代理人」と、第7条第1項及び第9条中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の代理人」と読み替えて適用するものとする。</u> (閲覧の禁止) <u>第13条 町長は、印鑑登録原票その他認可地縁団体印鑑の登録又は証明に関する書類を閲覧に供してはならない。</u> (質問調査) <u>第14条 町長は、認可地縁団体印鑑の登録又は証明に関し必要な範囲において、関係者に対して質問し、又は必要な事項について調査することができる。</u>	(代理人による申請) <u>第14条 認可地縁団体の代表者等は、病気その他やむを得ない理由があるときは、第3条、第8条又は第11条第1項の規定にかかわらず、これらの規定による申請を地方自治法施行規則第19条第1項第1号トに規定する代理人により行うことができる。</u> <u>2 前項の規定により代理人による申請を行う代表者等は、当該申請について委任した旨を証する書面を町長に提出しなければならない。</u> (閲覧の禁止) <u>第15条 町長は、登録原票その他認可地縁団体印鑑の登録又は証明に関する書類を閲覧に供してはならない。</u> (関係者に対する質問等) <u>第16条 町長は、認可地縁団体印鑑の登録又は証明に関し必要な範囲において、その職員に、関係者に対して質問させ、又は必要な事項について調査させることができる。</u>

改正案	現行
(能登町行政手続条例の適用除外) <u>第15条</u> (略) (委任) <u>第16条</u> (略)	る。 (能登町行政手続条例の適用除外) <u>第17条</u> (略) (委任) <u>第18条</u> (略)
附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行前になされた認可地縁団体に係る印鑑の登録及び証明の交付手続その他の行為は、この条例の規定によりなされた印鑑の登録及び証明の交付手続その他の行為とみなす。	

議案第 9 8 号

能登町海洋教育研究施設設置条例の廃止について

能登町海洋教育研究施設設置条例を廃止する条例を別紙のように定める。

令和 8 年 9 月 3 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法

能登町海洋教育研究施設設置条例を廃止する条例

能登町海洋教育研究施設設置条例（平成31年能登町条例第5号）は、廃止する。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案第 9 9 号

能登町ビジネスホテル誘致条例の一部を改正する条例について

能登町ビジネスホテル誘致条例の一部を改正する条例を別紙のように改正する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法

能登町ビジネスホテル誘致条例の一部を改正する条例
 能登町ビジネスホテル誘致条例（令和7年能登町条例第30号）の一部を次のように改正する。
 次の表の現行の欄に対応する部分を同表の改正案の欄のように改める。

改正案	現行
（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) ビジネスホテル 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する営業を除く。）の用に供する施設をいう。 (2) <u>ホテル営業</u> 本町内において<u>10室以上の客室を新築又は増築する</u>ビジネスホテルにより人を宿泊させる営業をいう。 （奨励金の交付） 第3条 町長は、<u>ホテル営業を営む者</u>（以下「ホテル事業者」という。）に対し、交付対象期間に該当する年度の<u>ホテル営業の</u>用に供する建物及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税に相当する額の100分の50を奨励金と	（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) ビジネスホテル 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する営業を除く。）の用に供する施設<u>であって、10室以上の客室数を有する施設及び附属施設</u>をいう。 (2) <u>ホテル事業</u> 本町内においてビジネスホテルにより人を宿泊<u>及び飲食</u>させる営業をいう。 (3) <u>ホテル事業者</u> <u>ホテル事業を営む者をいう。</u> （奨励金の交付） 第3条 町長は、<u>ホテル事業者</u>に対し、交付対象期間に該当する年度の<u>ホテル事業の</u>用に供する建物及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税に相当する額の100分の50を奨励金として交付するものとする。

改正案	現行
して交付するものとする。 (補助金の交付) 第4条 町長は、ホテル事業者に対し、<u>ホテル営業</u>の用に供する施設の建設工事のうち本体工事に係る費用のうち、2億円を超えない範囲内において100分の30に相当する額（能登町企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例（平成21年能登町条例第8号）第4条各号の適用を受ける場合を除く。）の補助金を交付するものとする。 (貸付料の免除) 第5条 町長は、町が保有する普通財産である土地に<u>ホテル営業</u>の用に供する施設をホテル事業者が設置しようとする場合は、当該土地の貸付料は、免除とする。 (指定) 第6条 前3条及び第4条に規定する奨励金又は補助金の交付の対象となる者は、あらかじめ町長の指定を受けなければならない。相続、合併、譲渡その他の事由により<u>ホテル営業</u>の承継があった場合も同様とする。 (交付対象期間)	(補助金の交付) 第4条 町長は、ホテル事業者に対し、<u>ホテル事業</u>の用に供する施設の建設工事のうち本体工事に係る費用のうち、2億円を超えない範囲内において100分の30に相当する額（能登町企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例（平成21年能登町条例第8号）第4条各号の適用を受ける場合を除く。）の補助金を交付するものとする。 (貸付料の免除) 第5条 町長は、町が保有する普通財産である土地に<u>ホテル事業</u>の用に供する施設をホテル事業者が設置しようとする場合は、当該土地の貸付料は、免除とする。 (指定) 第6条 前3条及び第4条に規定する奨励金又は補助金の交付の対象となる者は、あらかじめ町長の指定を受けなければならない。相続、合併、譲渡その他の事由により<u>ホテル事業</u>の承継があった場合も同様とする。 (交付対象期間)

改正案	現行
第7条 奨励金の交付対象期間は、<u>ホテル営業</u>を開始した日以後の固定資産税及び都市計画税が新たに課されることとなった年度から10年間（能登町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例（令和3年能登町条例第28号）、能登町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例（平成21年能登町条例第7号）、能登町本社機能立地促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例（平成28年能登町条例第15号）の適用を受ける場合は、その期間を含む。）とする。 2 （略）	第7条 奨励金の交付対象期間は、<u>ホテル事業</u>を開始した日以後の固定資産税及び都市計画税が新たに課されることとなった年度から10年間（能登町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例（令和3年能登町条例第28号）、能登町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例（平成21年能登町条例第7号）、能登町本社機能立地促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例（平成28年能登町条例第15号）の適用を受ける場合は、その期間を含む。）とする。 2 （略）
附 則 この条例は、公布の日から施行する。	

議案第 1 0 0 号

能登町税条例の一部を改正する条例について

能登町税条例の一部を改正する条例を別紙のように改正する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法

能登町税条例の一部を改正する条例
 能登町税条例（平成17年能登町条例第51号）の一部を次のように改正する。
 次の表の現行の欄に対応する部分を同表の改正案の欄のように改める。

改正案	現行
（寄附金税額控除） 第34条の7 （略） 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（<u>法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。</u>）に定めるところにより計算した金額とする。 （町民税の申告） 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限	（寄附金税額控除） 第34条の7 （略） 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（<u>法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。</u>）に定めるところにより計算した金額とする。 （町民税の申告） 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限

改正案	現行
る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。 2～9 (略) (個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)	る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。 2～9 (略) (個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

改正案	現行
第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。 (1) (略) (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを<u>除く。次条第1項第2号において同じ。</u>）（合計所得金額が133万円以下であるものに限る。）の氏名 (3)・(4) (略) 2～4 (略) 5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合	第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。 (1) (略) (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを<u>除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。</u>）の氏名 (3)・(4) (略) 2～4 (略) 5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合

改正案	現行
には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。<u>次条第5項及び第53条の9第3項において同じ。</u>）により提供することができる。 6 （略） （個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書） <u>第36条の3の3 次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</u>	には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。<u>次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。</u>）により提供することができる。 6 （略） （個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書） <u>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退</u>

改正案	現行
(1) <u>所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者</u> (2) <u>法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）</u>	<u>職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</u> (1) <u>当該公的年金等支払者の名称</u> (2) <u>特定配偶者の氏名</u>

改正案	現行
<u>又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者</u> <u>(3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者</u> <u>2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。</u> <u>(1) 公的年金等支払者の名称</u> <u>(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合</u>	<u>(3) 扶養親族又は特定親族の氏名</u> <u>(4) その他施行規則で定める事項</u>

改正案	現行
<u>にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨</u> (3) <u>特定配偶者の氏名</u> (4) <u>扶養親族又は特定親族の氏名</u> (5) <u>その他施行規則で定める事項</u> <u>3 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。</u> 4 (略) 5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の	2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。 3 (略) 4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の

改正案	現行
提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。 6 前項の規定の適用がある場合における<u>第4項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 (固定資産税の免税点) 第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあつては30万円、償却資産にあつては<u>180万円</u>に満たない場合においては、固定資産税を課さない。 附 則 (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例) 第6条 平成30年度<u>以後</u>の各年度分の個人の町民税に限り、	の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。 5 前項の規定の適用がある場合における<u>第3項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 (固定資産税の免税点) 第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあつては30万円、<u>家屋にあつては20万円</u>、償却資産にあつては<u>150万円</u>に満たない場合においては、固定資産税を課さない。 附 則 (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例) 第6条 平成30年度<u>から令和9年度まで</u>の各年度分の個人の

改正案	現行
法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。 （個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除） 第7条の3 平成22年度から<u>令和25年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から<u>令和12年</u>までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 （略） （寄附金税額控除における特例控除額の特例）	町民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。 （個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除） 第7条の3 平成22年度から<u>令和20年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から<u>令和7年</u>までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 （略） （寄附金税額控除における特例控除額の特例）

改正案	現行
第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける町民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項、<u>附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項</u>の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（<u>法附則第5条の6第3項又は第4項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項（<u>法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。</u>）に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場	第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける町民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項<u>又は附則第20条第1項</u>の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（<u>法附則第5条の6第2項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

改正案	現行
合の所得割の額から控除するものとする。 （優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例） 第17条の2 （略） 2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（<u>法附則第34条の2第6項</u>に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が<u>法附則第34条の2第12項</u>の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 3 （略） 4 <u>第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等</u>	（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例） 第17条の2 （略） 2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（<u>法附則第34条の2第5項</u>に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が<u>法附則第34条の2第10項</u>の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 3 （略）

改正案	現行
<u>がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</u> <u>（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例）</u> <u>第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る</u>	

改正案	現行
<u>譲渡所得等の金額」という。)</u>に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。 2 <u>前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</u> (1) <u>第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。</u> (2) <u>第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による町</u>	

改正案	現行
<u>民税の所得割の額の合計額」とする。</u> (3) <u>第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「<u>山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額</u>」とする。</u> (4) <u>附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額</u>」とする。</u>	

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第63条の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日
- (2) 第34条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）並びに附則第9条の2及び第17条の2の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日

(3) 附則第7条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第19条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第64号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日（町民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の能登町税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の能登町税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 新条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、町民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、

なお従前の例による。

- 3 前条第3号に掲げる規定による改正後の能登町税条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第5項において「3号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、3号施行日の属する年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第17条の2第4項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。
- 5 新条例附則第19条の3の規定は、3号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の町民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

- 第3条 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 1 0 1 号

能登町都市計画税条例の一部を改正する条例について

能登町都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のように改正する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法

能登町都市計画税条例の一部を改正する条例

能登町都市計画税条例（平成17年能登町条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に対応する部分を同表の改正案の欄のように改める。

改正案	現行
附 則 1～14 （略） 15 法附則第15条第1項、<u>第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。	附 則 1～14 （略） 15 法附則第15条第1項、<u>第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。
附 則 （施行期日） 1 この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。 （経過措置） 2 この条例による改正後の能登町都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。	

議案第 1 0 2 号

能登町印鑑条例の一部を改正する条例について

能登町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のように改正する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法

能登町印鑑条例の一部を改正する条例
 能登町印鑑条例（平成17年能登町条例第12号）の一部を次のように改正する。
 次の表の現行の欄に対応する部分を同表の改正案の欄のように改める。

改正案	現行
（印鑑登録証明書の交付申請） 第14条 登録者又はその代理人は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、登録証を添えて町長に申請しなければならない。ただし、登録者が自ら<u>個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）</u>、<u>特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）</u>又は<u>特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71条）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）</u>を添えて申請した場合は、登録証の添付を省略することができる。 2 （略） （多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請） 第15条 前条の規定にかかわらず、登録者は、自ら多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、本町の電子計算機と電気通信回線	（印鑑登録証明書の交付申請） 第14条 登録者又はその代理人は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、登録証を添えて町長に申請しなければならない。ただし、登録者が自ら<u>個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。）</u>が記録された<u>個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）</u>を添えて申請した場合は、登録証の添付を省略することができる。 2 （略） （多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請） 第15条 前条の規定にかかわらず、登録者は、自ら多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、本町の電子計算機と電気通信回線

改正案	現行
で接続された端末機であって、印鑑登録証明書等を交付する機能を有するものをいう。)において、個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カード、<u>特定在留カード若しくは特定特別永住者証明書</u>（これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「<u>公的個人認証法</u>」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が同条第7項の規定により記録されたものに限る。）又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書（<u>公的個人認証法</u>第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）を記録した電磁的記録媒体（同項に規定する電磁的記録媒体をいう。）が組み込まれた移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）<u>第12条の2第4項第3号ロ</u>に規定する移動端末設備をいう。）を利用することにより、印鑑登録証明書の交付の申請をし、その交付を受けることができる。 （印鑑登録証明書交付申請の不受理） 第16条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑登録証明書を交付することができない。 (1) 申請者が登録証又は<u>個人番号カード、特定在留カー</u>	で接続された端末機であって、印鑑登録証明書等を交付する機能を有するものをいう。)において、個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カード又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書（<u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）を記録した電磁的記録媒体（同項に規定する電磁的記録媒体をいう。）が組み込まれた移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいう。）を利用することにより、印鑑登録証明書の交付の申請をし、その交付を受けることができる。</u> （印鑑登録証明書交付申請の不受理） 第16条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑登録証明書を交付することができない。 (1) 申請者が登録証又は<u>個人番号カード用利用者証明用</u>

改正案	現行
<u>ド、特定特別永住者証明書若しくは移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した電磁的記録媒体が組み込まれた移動端末設備の提示をしないとき。</u> (2) 提示された登録証又は<u>個人番号カード、特定在留カード、特定特別永住者証明書若しくは移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した電磁的記録媒体が組み込まれた移動端末設備が著しい汚染又は損傷のため識別が困難であるとき。</u> (3)・(4) (略)	<u>電子証明書が記録された個人番号カード若しくは移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した電磁的記録媒体が組み込まれた移動端末設備の提示をしないとき。</u> (2) 提示された登録証又は<u>個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カード若しくは移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した電磁的記録媒体が組み込まれた移動端末設備が著しい汚染又は損傷のため識別が困難であるとき。</u> (3)・(4) (略)
附 則 この条例は、公布の日から施行する。	

議案第 1 0 3 号

能登町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の一部を改正する条例について

能登町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように改正する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法

能登町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の一部を改正する条例
 能登町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例（平成17年能登町条例第104号）の一部を次のように改正する。
 次の表の現行の欄に対応する部分を同表の改正案の欄のように改める。

改正案	現行
（給付の方法） 第5条 （略） 2 ひとり親家庭の児童又は父母のいない児童が指定医療機関において受給資格証を提示して保険診療を受けたときは、前項の規定にかかわらず、当該指定医療機関等から提供された情報に基づき石川県国民健康保険団体連合会及び<u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u>から町長に当該保険診療に要した費用の額その他給付の額の算定に必要な事項が通知されたことをもって、同項の規定によるひとり親家庭の父若しくは母又は養育者の申請があったものとみなす。	（給付の方法） 第5条 （略） 2 ひとり親家庭の児童又は父母のいない児童が指定医療機関において受給資格証を提示して保険診療を受けたときは、前項の規定にかかわらず、当該指定医療機関等から提供された情報に基づき石川県国民健康保険団体連合会及び<u>社会保険診療報酬支払基金</u>から町長に当該保険診療に要した費用の額その他給付の額の算定に必要な事項が通知されたことをもって、同項の規定によるひとり親家庭の父若しくは母又は養育者の申請があったものとみなす。
附 則 この条例は、令和8年10月1日から施行する。	

議案第 1 0 4 号

能登町子ども医療費給付に関する条例の一部を改正する条例について

能登町子ども医療費給付に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように改正する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法

能登町子ども医療費給付に関する条例の一部を改正する条例
 能登町子ども医療費給付に関する条例（平成17年能登町条例第105号）の一部を次のように改正する。
 次の表の現行の欄に対応する部分を同表の改正案の欄のように改める。

改正案	現行
（給付の申請） 第5条 （略） 2 給付対象者が、指定医療機関等において受給資格証を提示して保険診療を受けたときは、前項の規定にかかわらず、当該指定医療機関等から提供された情報に基づき石川県国民健康保険団体連合会及び<u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u>から町長に当該保険診療に要した費用の額その他給付の額の算定に必要な事項が通知されたことをもって、同項の規定による保護者の申請があったものとみなす。	（給付の申請） 第5条 （略） 2 給付対象者が、指定医療機関等において受給資格証を提示して保険診療を受けたときは、前項の規定にかかわらず、当該指定医療機関等から提供された情報に基づき石川県国民健康保険団体連合会及び<u>社会保険診療報酬支払基金</u>から町長に当該保険診療に要した費用の額その他給付の額の算定に必要な事項が通知されたことをもって、同項の規定による保護者の申請があったものとみなす。
附 則 この条例は、令和8年10月1日から施行する。	

議案第 1 0 5 号

能登町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び
特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

能登町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定
個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように改正する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法

能登町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

能登町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年能登町条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に対応する部分を同表の改正案の欄のように改める。

改正案		現行	
別表第1（第4条関係）		別表第1（第4条関係）	
機関	事務	機関	事務
（略）		（略）	
18 町長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって住登外者の情報の管理に関する事務	18 町長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって住登外者の情報の管理に関する事務
<u>19 町長</u>	<u>予防接種法（昭和23年法律第68号）による 予防接種以外の予防接種の実施、費用の助 成又は実費の徴収に関する事務</u>		
<u>20 教育委員会</u>	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって住登外者の情報の管理に関する事務	<u>19 教育委員会</u>	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって住登外者の情報の管理に関する事務

改正案			現行		
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
（略）			（略）		
17 町長	能登町地域生活支援事業実施要綱（平成18年能登町告示第73号）に定める事務であって審査に関する事務	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、住登外者宛名情報	17 町長	能登町地域生活支援事業実施要綱（平成18年能登町告示第73号）に定める事務であって審査に関する事務	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、住登外者宛名情報
18 町長	<u>能登町予防接種助成金交付要綱（平成28年能登町告示第27号）に定める事務であって任意予防接種の実施、費用の助成又は実費の徴収に関する事務</u>	<u>住民票関係情報、生活保護関係情報、住登外者宛名情報</u>			
附 則			附 則		
この条例は、公布の日から施行する。			この条例は、公布の日から施行する。		

議案第 1 0 6 号

能登町公共下水道条例の一部を改正する条例について

能登町公共下水道条例の一部を改正する条例を別紙のように改正する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法

能登町公共下水道条例の一部を改正する条例

能登町公共下水道条例（平成17年能登町条例第150号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に対応する部分を同表の改正案の欄のように改める。

改正案	現行
（公共下水道の構造の技術上の基準） 第3条の2 法第7条第3項に規定する条例で定める公共下水道の構造の技術上の基準は、次条から第3条の5までに定めるところによる。	（公共下水道の構造の技術上の基準） 第3条の2 法第7条第2項に規定する条例で定める公共下水道の構造の技術上の基準は、次条から第3条の5までに定めるところによる。
附 則 この条例は、公布の日から施行する。	

議案第 1 0 7 号

能登町営住宅条例の一部を改正する条例について

能登町営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のように改正する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法

能登町営住宅条例の一部を改正する条例
 能登町営住宅条例（平成17年能登町条例第148号）の一部を次のように改正する。
 次の表の現行の欄に対応する部分を同表の改正案の欄のように改める。

改正案			現行		
別表第1（第4条関係）			別表第1（第4条関係）		
名称	位置	備考	名称	位置	備考
			<u>田の浦町 営住宅</u>	<u>能登町字宇出津口字 145番地</u>	<u>公営住宅法によるもの</u>
城野町営 住宅	能登町字宇出津山分5 字26番地	公営住宅法によるもの	城野町営 住宅	能登町字宇出津山分5 字26番地	公営住宅法によるもの
(略)			(略)		
附 則					
この条例は、令和8年9月30日から施行する。					

議案第 1 0 8 号

新たに生じた土地の確認について

地方自治法第 9 条の 5 第 1 項の規定により、本町の区域内に次の土地が新たに生じたことを確認する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法

位 置	面 積
石川県鳳珠郡能登町字宇出津ク字 1 8 7 番 3、2 1 8 番、2 0 8 番 3 に各々隣接する地先公有水面埋立地	4, 4 7 5. 6 5 m ²

区域内に介在する道路、水路等の公有地の全部を含む。

議案第 1 0 9 号

請負契約の締結について

請負契約を次のように締結するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 3 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法

- | | |
|-------------|--|
| 1 契 約 の 目 的 | 令和 8 年度 能登自動車学校 災害復旧工事 |
| 2 契 約 の 方 法 | 指名競争入札 |
| 3 契 約 金 額 | 7 7 , 5 5 0 , 0 0 0 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 7 , 0 5 0 , 0 0 0 円) |
| 4 契約の相手方 | 住 所 石川県鳳珠郡能登町字松波 2 9 字 7 8 番地の 2
氏 名 株式会社西中建設
代表取締役 西中 順治 |

議案第 1 1 0 号

請負契約の締結について

請負契約を次のように締結するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 3 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 令和 7 年度 道路メンテナンス事業 町道上 4 号線（新五朗河原橋）橋梁架設工事（上部工） |
| 2 | 契約の方法 | 制限付き一般競争入札（事後審査型） |
| 3 | 契約金額 | 1 0 3 , 9 5 0 , 0 0 0 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 9 , 4 5 0 , 0 0 0 円） |
| 4 | 契約の相手方 | 住 所 石川県金沢市広岡一丁目 5 番 2 3 号
氏 名 ピーエス・コンストラクション株式会社 金沢営業所
所長 谷口 猛 |

議案第 1 1 1 号

請負契約の締結について

請負契約を次のように締結するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 3 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法

- | | |
|---------------|--|
| 1 契 約 の 目 的 | 令和 8 年度 恋路ロマンティックパーク災害復旧工事 |
| 2 契 約 の 方 法 | 指名競争入札 |
| 3 契 約 金 額 | 9 6 , 6 3 5 , 0 0 0 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 8 , 7 8 5 , 0 0 0 円) |
| 4 契 約 の 相 手 方 | 住 所 石川県鳳珠郡能登町字布浦コ字 2 1 番地
氏 名 株式会社サンテック
代表取締役 林 義勝 |

議案第 1 1 2 号

請負契約の締結の変更について

令和 7 年第 3 回能登町議会 4 月会議において議決された議決第 6 0 号「請負契約の締結について」のうち、その一部を次のように変更するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 3 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法

契約金額 5 2 , 1 1 8 , 0 0 0 円を 8 1 , 7 3 7 , 7 0 0 円に改める。

議案第 1 1 3 号

請負契約の締結の変更について

令和 7 年第 8 回能登町議会 1 0 月会議において議決された議決第 1 1 9 号「請負契約の締結について」のうち、その一部を次のように変更するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 3 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法

契約金額 1 1 3 , 5 2 0 , 0 0 0 円を 1 3 0 , 2 6 2 , 0 0 0 円に改める。

議案第 1 1 4 号

請負契約の締結の変更について

令和 8 年第 1 回能登町議会 1 月会議において議決された議決第 9 号「請負契約の締結について」のうち、その一部を次のように変更するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 3 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法

契約金額 3 1 9 , 7 7 0 , 0 0 0 円を 3 4 3 , 7 3 9 , 0 0 0 円に改める。

議案第 1 1 5 号

財産の処分について

次の財産を処分することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 3 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法

1	財産の種類及び数	土地	5 筆	4, 2 1 4 . 0 0 m ²
		建物	1 棟	1, 0 4 3 . 6 2 m ²
		構築物	1 式	9 . 6 7 m ²

2 財産の所在 別紙のとおり

3 処分金額 0 円

4 処分の相手方 住 所 石川県金沢市角間町ヌ 7 番地
氏 名 国立大学法人金沢大学
学長 和田 隆志

別紙

種別	所在	地目等	面積（㎡）	備考
土地	石川県鳳珠郡能登町字越坂 1 1 字 4 番 1	宅地	1,176.00	
土地	石川県鳳珠郡能登町字越坂 1 1 字 4 番 2	宅地	991.00	
土地	石川県鳳珠郡能登町字越坂 1 1 字 4 番 3	宅地	743.00	
土地	石川県鳳珠郡能登町字越坂 1 1 字 4 番 4	宅地	680.00	
土地	石川県鳳珠郡能登町字越坂 1 1 字 6 番	宅地	624.00	
建物	石川県鳳珠郡能登町字越坂 1 1 字 4 番 1	鉄骨造	1,043.62	海洋教育施設
構造物	石川県鳳珠郡能登町字越坂 1 1 字 4 番 1	—	9.67	受水槽、浄化槽、海水取水設備等

議案第 1 1 6 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のように策定することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 3 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法

総合整備計画書

石川県鳳珠郡能登町 猪平・組倉 辺地
(辺地の人口 51 人)
(辺地の面積 6.7 ㎡)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町または字の名称 鳳珠郡能登町字 猪平・組倉
(2) 地域の中心の位置 鳳珠郡能登町字 組倉5字80番地
(3) 辺地地点数 206 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当該辺地は、山間へき地に位置し、過疎化が進んでいる地域である。
飲用水供給施設については、地区住民にとって必要不可欠な生活基盤施設であるが、施設や設備の老朽化が進行しているため、施設改修を行う必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和8年度～令和12年度までの5年間

(単位：千円)

区 分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
施設名	事業主体		特定財源	一般財源	
〔厚生施設〕 飲用水供給施設	能登町	42,493	0	42,493	42,300
合 計		42,493	0	42,493	42,300

総合整備計画書

石川県鳳珠郡能登町 大箱・北河内 辺地
(辺地の人口 72 人)
(辺地の面積 14.7 ㎡)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町または字の名称 鳳珠郡能登町字 大箱、北河内
(2) 地域の中心の位置 鳳珠郡能登町字 大箱イ部101番地1
(3) 辺地地点数 111 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

農業経営近代化施設については、地理的条件により大型機械の導入がままならず、生産性向上、低コスト化営農の阻害要因になっており、農業基盤整備を行うことで、耕作放棄地防止、環境条件・生産者意欲の向上を図り、地区の活性化につながる。

3 公共的施設の整備計画

令和8年度～令和9年度までの2年間

(単位：千円)

区 分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
施設名	事業主体		特定財源	一般財源	
〔産業振興施設〕 農林漁業経営近代化施設	石川県	4,000	0	4,000	4,000
合 計		4,000	0	4,000	4,000

総 合 整 備 計 画 書

石川県鳳珠郡能登町 瑞穂 辺地
(辺地の人口 164 人)
(辺地の面積 6.1 ㎡)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町または字の名称 鳳珠郡能登町字 瑞穂
(2) 地域の中心の位置 鳳珠郡能登町字 瑞穂院10字134番地1
(3) 辺地地点数 132 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当該地区は、中心部に国道249号が通っており、その国道沿いに民家や耕地が集まっている地域である。
農業経営近代化施設については、地理的条件により大型機械の導入がままならず、生産性向上、低コスト化営農の阻害要因になっており、農業基盤整備を行うことで、耕作放棄地防止、環境条件・生産者意識の向上を図り、地区の活性化につながる。

3 公共的施設の整備計画

令和8年度～令和11年度までの4年間

(単位：千円)

区 分		事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
施設名	事業主体		特定財源	一般財源	
〔産業振興施設〕 農林漁業経営近代化施設	石川県	49,500	0	49,500	49,500
合 計		49,500	0	49,500	49,500

総 合 整 備 計 画 書

石川県鳳珠郡能登町 柏木・太田原・鮭尾 辺地
(辺地の人口 82 人)
(辺地の面積 14.1 ㎡)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町または字の名称 鳳珠郡能登町字 柏木・太田原・鮭尾
(2) 地域の中心の位置 鳳珠郡能登町字 太田原16字8番地1
(3) 辺地地点数 288 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当該辺地は、山間へき地に位置し、過疎化が進んでいる地域である。
飲用水供給施設については、地区住民にとって必要不可欠な生活基盤施設であるが、施設や設備の老朽化が進行しているため、施設改修を行う必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和8年度～令和12年度までの5年間

(単位：千円)

区 分		事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
施設名	事業主体		特定財源	一般財源	
〔厚生施設〕 飲用水供給施設	能登町	61,284	0	61,284	61,100
合 計		61,284	0	61,284	61,100

総 合 整 備 計 画 書

石川県鳳珠郡能登町 山田 辺地
 (辺地の人口 53 人)
 (辺地の面積 2.9 km²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町または字の名称 鳳珠郡能登町字 山田
 (2) 地域の中心の位置 鳳珠郡能登町字 山田1田9番地1
 (3) 辺地地点数 141 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当該辺地は、山間へき地に位置し、過疎化が進んでいる地域である。
 農業経営近代化施設については、地理的条件により大型機械の導入がままならず、生産性向上、低コスト化営農の阻害要因になっており、農業基盤整備を行うことで、耕作放棄地防止、環境条件・生産者意識の向上を図り、地区の活性化につながる。

3 公共的施設の整備計画

令和8年度～令和12年度までの5年間

(単位：千円)

区 分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予 定 額
施 設 名	事業主体		特定財源	一般財源	
〔産業振興施設〕 農林漁業経営近代化施設	石川県	93,000	31,000	62,000	62,000
合 計		93,000	31,000	62,000	62,000

認定第 1 号

令和 7 年度能登町一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度能登町一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法

認定第 2 号

令和 7 年度能登町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度能登町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法

認定第 3 号

令和 7 年度能登町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度能登町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法

認定第 4 号

令和 7 年度能登町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度能登町介護保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法

認定第 5 号

令和 7 年度能登町水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度能登町水道事業会計決算を別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法

認定第 6 号

令和 7 年度能登町下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度能登町下水道事業会計決算を別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法

認定第 7 号

令和 7 年度能登町病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度能登町病院事業会計決算を別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法